

宇佐市全域を景観計画区域とします。

良好な景観の形成に関する方針

■基本理念

豊かな自然に囲まれ、神仏、史跡、伝統文化と調和した新しい宇佐の景観づくり

■行動目標

宇佐の景観を守り・継承する

先人達によって受け継がれてきた宇佐の景観を守り、次世代につなげていきます。

宇佐の景観を育て・活用する

現存する資源の活用を図りながら、さらに良い景観資源に育てていきます。

宇佐の将来の景観を創る

市内各地域の特性を活かしながら「将来の宇佐市のより良い景観を創ること」に努めます。

■計画実現に向けた景観形成の方針

景観計画では、建築物・工作物などの建設や、樹木の伐採、土地の開墾といった宇佐市の景観に影響を及ぼす行為に対し、形態・意匠（デザイン）などのルールを定めます。

宇佐市では、ルールを定めるにあたって、景観を「遠景」「中景」「近景」の順に3段階に整理し、それぞれに影響する行為の対象・規模や、景観形成の基準（制限）の範囲を広げることとします。

また、基準の強制力・厳密性については、市民の生活行動や都市活動への影響に配慮しつつ、自主性に任せる“緩やかな調和”、修景を促す“積極的な協調”、強制力のある“厳格な基準”の段階的な考え方で設定します。

